

# お知らせ

記者発表資料 | 令和2年9月18日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

北芝電機株式会社 福島県福島市松川町字天王原9

### 2. 指名停止措置期間

令和2年9月18日 ~ 令和2年10月17日 (1カ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

当該業者は、遅くとも平成29年から令和元年5月までの間、請け負った建設工事の一部において、主任技術者を配置すべきところ、資格要件を満たさない技術者を配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2項に該当するとして、令和2年6月23日に建設業許可部局である東北地方整備局長から監督処分（同項に基づく指示処分）を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

<問い合わせ先>

#### 中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

082-511-6063 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約課長

やまね たか ゆき  
山根 孝 幸 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

さ さ き はじめ  
佐々木 一 (内線2514)

#### 港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

契約管理官

にい ばやし けん じ  
新林 健 二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

お く ぼ ひろ ふさ  
尾久保 裕 亮 (内線132)

#### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官

か とう こう じ  
加藤 浩 士 (内線2117)

企画部 環境調整官

ご とう とし ひさ  
後藤 寿 久 (内線3114)